

新型コロナウイルス感染症に係る報告基準及び担当課名の変更について

1 報告・調査基準

今年度までは陽性者が1名発生した場合に御報告いただいておりますが、以下の報告・調査基準に該当する場合に、御報告ください。
施設からの報告内容を基に、調査を実施します。

【報告・調査基準】

- ア) 新型コロナウイルス感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ) 新型コロナウイルス感染症患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者数の半数以上発生した場合
- ウ) 上記ア・イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※令和5年4月28日厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正についてに準ずる。

2 報告様式

報告様式につきましては、今まで使用いただいております、
【施設名】報告様式（陽性者10名以上）を御使用ください。

3 担当課名

担当課の名称が変更となります。

なお、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）の変更はありません。

（旧）疾病対策課 → （新）感染症対策課

4 変更日

令和6年4月1日